

平成 28 年度事業実施計画書

1 平成 28 年度 運営の基本方針

この 10 年ほどの間、「子どもの貧困」問題が政治やマスコミの注目を集め、平成 25 年の「子供の貧困対策の推進に関する法律」の制定、26 年の「子供の貧困対策大綱」策定を経て、社会の関心も高まっている。こうした中で、子どもの貧困問題が最も顕著に見られるとされるひとり親家庭にとって、その生活の拠り所の一つとなっている児童扶養手当が、関係者の努力と理解の結果、本年から拡充されることとなった。長年にわたってひとり親家庭への支援を行ってきた当法人は、このような動きを追い風にして、ひとり親家庭のさらなる福祉向上のために、あらゆる努力を続けていかなければならない。

平成 28 年度は、東京都から受託しているひとり親家庭支援センター事業の中で、「離婚前後の法律相談」事業がスタートすることになった。親権、財産分与、養育費、面会交流など、子どもの権利を守っていくための仕組みが専門家のアドバイスによって少しでも活用されることを目指したい。

一方、3 年間にわたって実施してきた、ひとり親家庭の子どもサポートモデル事業としての学習支援事業は、昨年度で終了した。貧困の連鎖を断ち切るための有力な手段である学習支援事業は、今後は区市町村主導で進められることになるが、当法人は、これまでの実績を背景に、区市町村を後方から支援協力することになる。

また、ひとり親家庭どうしが励まし合いながら互いに交流を深めていくことの有益性に鑑みると、個々のひとり親家庭が参加する地区母子会の役割がますます重要となっている。地区母子会が未組織の地域における組織化の支援を継続するとともに、会員の高齢化が進む既存の会については、若手会員が参加しやすい雰囲気を実現するなど、活性化を進めていく必要がある。このためにも、その基礎となる東京ムーヴでの活動を充実させていかなければならない。

当法人職員は、当法人の役割に対する期待が、ますます重くなっていることを自覚し、ひとり親家庭がより幸福な生活を実現することができるよう、日々の職務に取り組んでいく必要がある。

2 平成 28 年度 事業推進の重点

- (1) 地区会が未組織の地域や、活力が低下している地区会の立地する地域でイベント等を開催し、若手母子の掘り起しと地区会への参加を促し、地区会の立ち上げや活性化のきっかけづくりを進めていく。

- (2) 新たに事業開始する「離婚前後の法律相談」事業につき、有効に活用されるよう PR に努めるとともに、的確なインテークを行い、担当弁護士との連絡調整を密に行っていく。

3 平成 28 年度 事業計画

(1) 地区母子会の活性化

昨年度に続き、地区母子会の組織化を支援する他、次のような取り組みを進める。

- a 地区会のイベント等に、近隣で未組織地区のひとり親家庭が参加することを推奨、支援する。
- b 地域的に近い位置にある複数の地区会における、イベント等の合同開催を支援する。
- c 東京ムーヴの活動や東京都ひとり親家庭福祉協議会としての行事を、地区会協賛のもと、当該立地地域で実施する。

(2) 東京ムーヴの活動

- a 20 歳までの子どものいるひとり親家庭達が集い、母と子、父と子の交流事業、体験活動、レクリエーション、語り合い、学び合い、情報交換のできる場を設け、『共生力』を養う。年間 12 回を予定する。内訳は次のとおり。

『ひとり親家庭を語ろう!』	年 4 回
『公園であそぼうよ!』	年 2 回
歯科衛生士講演と『ガムを作ろう!!』	年 1 回
『七五三』	年 1 回
『年末お楽しみ会』	年 1 回
『新春の集い』	年 1 回
ユースホステル協賛事業『お泊り会』	年 2 回

なお、協賛する企業等がある場合には、可能な限りタイアップ企画としたい。

- b 地区会イベントとのタイアップも検討する。

(3) ひとり親家庭支援センター事業

今年度は次の事業を重点に実施する。

- a 生活相談 電話・面接による相談、国立市の相談受託
- b 養育費相談 一般・専門相談

- c 面会交流支援 インテーク、家庭問題情報センターへの再委託
d 法律相談 新規事業（弁護士による離婚前後の法律相談）
e 就業相談 電話・面接による相談、求人申込・開拓、メールマガジン、パソコン講習会、関係機関との連携
- (4) 相談支援員研修 区・市の母子・父子相談員対象ほか
- (5) 広報 『ひとり親サポートガイド』2,000部
『はあと通信』年3回 9,500部
- (6) 企業支援 ゴールドマンサックス社をはじめ、各企業からの支援の申し出を受け、セミナーなどを実施する。招待イベントも増えている。ひとり親家庭に速やかに情報やチケットが手元に届くように工夫する。
- (7) 収益事業 自動販売機は当会の独自財源である。財源確保のため、公共機関のみならず民間企業等へも設置を拡大する。
- (8) 母子相談の家 各地区会の会長にピアカウンセリングして頂く。毎月第1・第3土曜日年24回
- (9) 貸付事業 貸付金の回収のほか、回収不能債権について欠損処理を進める。
- (10) 機関運営 評議員会 年3回
理事会 年5回位
- (11) 連絡提携 各地区会 会長会 年4回
関東地区研修大会 年1回 打合せ会 年1回
全国研修大会 年1回
- (12) 広報 『ひとり親 Tokyo』年3回 9,000部
- (13) その他 マスメディア対応 随時